

児童手当受給者の皆さんへ

今年度から現況届が原則提出不要となります

国の制度改正に伴い、毎年6月に提出していただいていた現況届が今年度から原則提出不要(一部の方を除く)となります。

▶現況届の提出が必要な方

町で、毎年6月1日の状況を確認することができない次の①～⑤の受給者

- ①「離婚協議中で配偶者と別居」と申請した方
※離婚協議中か、すでに離婚しているか、あるいは離婚協議を取りやめたかを町で把握できていない方も含む。
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ③支給要件児童の住民登録が寄居町にない方
- ④法人である未成年後見人、施設、里親等の方
- ⑤その他、状況を確認する必要がある方

児童手当

▶支給日(令和4年度)

6月10日(金)、10月7日(金)、
令和5年2月10日(金)

▶支給月額

年齢要件など		支給月額
0歳～3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限を超える対象者(特例給付)	一律	5,000円

※児童の数は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

▶次の変更事項があった方は速やかに届け出が必要です

- 町外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき(国外転出入を含む)
- 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき
※受給者が婚姻をし、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も含まれます。
- 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
- 厚生年金から国民年金等へ受給者の加入する年金が変わったとき
※転職等を行っても、年金の種類が変わらなければ届け出は不要です。
- 受給者や配偶者が公務員になったとき

注) 必要な届け出の遅れにより過払いが発生した際は、過払い分を返還していただきます。

▶過年度の現況届について

過年度(令和3年分以前)の現況届については提出が必要です。提出されていない方は、至急提出してください。

▶特例給付の支給に係る所得上限限度額の設定

10月支給分より、特例給付の限度額が新たに設定されます。これにより、特例給付の該当から外れる場合があります。詳細は町公式ホームページをご覧ください。

☎ 子育て支援課(☎581・2121内線203・204)



埼玉県
子どもスマイルネットに
相談してみませんか？

子どもスマイルネットは、子ども(原則18歳未満)に関わるさまざまな悩みについて相談を受ける埼玉県の電話相談窓口です。友達のこと、学校のこと、家族のこと、子育てのことなど、どんな悩みでも相談できます。お子さんも、保護者の方も、お気軽にご相談ください。名前は言わなくても大丈夫です。秘密は守ります。

▶相談日時/毎日、午前10時30分～午後6時(祝日・年末年始を除く)

▶相談例

- 子ども本人からの相談
- 友達とケンカをした
- 急に仲間はずれになった
- 学校に行きたくない
- 先生からの言葉に傷ついた
- 保護者からの相談
- 子育てがうまくいかずイライラする
- 仕事と子育ての両立で疲れてしまった
- 子どもが反抗する
- 学校にじめめの相談をしたが改善されない

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

相談専用電話番号

☎048・822・7007

☎048・834・8755



紹介します！

在宅で生活する高齢者を支える各種サービス

高齢者の安全と介護者の安心のため、町ではさまざまな事業を展開しています。ぜひご利用いただき、毎日の生活にお役立てください。申請方法や利用方法等の詳細は、福祉課へお問い合わせください。

☎ 福祉課(☎581・2121内線123・124)

徘徊高齢者探索サービス

徘徊行動によって見守りの必要な高齢者等に、位置情報端末を常時身に付けていただくことで、行方不明時に、インターネットや電話照会で現在位置を確認することができるサービスです。また、このサービスには日常生活賠償補償が付帯されています。これにより、サービス利用者が意図せず踏切に進入して鉄道を止めてしまうなど、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償し、ご家族の負担を軽減することができます。



▲位置情報端末

▶対象/徘徊行動があり自力で帰宅することが困難な町内在住の在宅生活者で、次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の認知症高齢者
- ②『介護保険法』に規定する要介護認定のある方

▶利用者負担額/月額825円(税込)

※生活保護を受給されている方は無料

認知症簡易チェックシステム

認知症の早期発見・対応のため、町公式ホームページ内で「認知症簡易チェックシステム」がご利用いただけます。認知症簡易チェックシステムには2つの項目があり、認知症簡易チェックの結果とともに相談先が表示されます。パソコンや携帯電話、スマートフォンで簡単に認知症チェックをしてみませんか。

QRコードから、認知症簡易チェックシステムにアクセス！



緊急時通報システム

ひとり暮らしで慢性的な疾患を抱える高齢者の方、重度身体障害者の方が、緊急時(自宅での急変等)に通報できる専用機器の貸し出しを行っています。対象の方がボタンを押すとコールセンターにつながり、救急車の要請や健康状態の相談をすることができます。

▶対象/町内在住の在宅生活者で、同一敷地内または同一建物内に親族がいない、およびこれに準ずる次のいずれかに該当する方

- ①おおむね65歳以上の高齢者で、身体上慢性的な疾患などにより日常生活を営むうえで、常時注意を要する方
- ②重度身体障害者(身体障害者手帳の2級以上の障害を有する方)
※65歳以上のひとり暮らし高齢者のすべての方が対象となるものではありません。申請後の審査を経てシステム貸与の可否について決定します。

ほかにも高齢者の生活を支えるサービスや、介護や福祉、健康に関する相談を受け付けていますので、各相談窓口にご連絡ください。

相談窓口

- 福祉課(☎581・2121内線123・124)
- 市街地・西部・桜沢・用土地区の方
⇒大里広域地域包括支援センター 埼玉よりい病院(☎584・0062)
- 折原・鉢形・男衾地区の方
⇒大里広域地域包括支援センター 寄居町社会福祉協議会(☎581・8548)

認知症ガイドブック 認知症ケアパス

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために認知症の症状などの基礎知識や相談窓口等をまとめた「認知症ケアパス冊子」を福祉課で配布しています。認知症の心配がある方や、認知症の家族がいらっしゃる方など、ぜひご利用ください。

